

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年9月11日（月）午前9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	植山 利博 君	議員	有村 隆志 君
----	---------	----	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	満留 寛 君	商工観光部長	池田 洋一 君
情報政策課長	宮永 幸一 君	観光課長	八幡 洋一 君
情報政策課主幹	梶 敏行 君	情報政策課電算・情報推進G主査	清木場 努 君
総務部長	塩川 剛 君	総務課長	橋口 洋平 君
税務課長	西田 正志 君	税務課課長補佐	貴島 信幸 君
総務課主幹	立野 博 君	総務課主幹	石神 幸裕 君
税務課主幹	山元 幸治 君	税務課主幹	吉永 利行 君
税務課市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君	税務課固定資産税G主事	佐々木 宏大 君
総務課文書法制G主任主事	児玉 侑大 君	総務課人事研修G主任主事	春口 康太 君
陳情者	竹下 卓 君	陳情者	梶原 敏正 君
陳情者	上村 昌也 君	陳情者	後藤 辰美 君
陳情者	中堀 清哲 君	陳情者	新畑 幸一 君
陳情者	松元 義文 君	陳情者	川原 健一 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第49号 霧島市個人情報保護条例の一部改正について

議案第51号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第52号 霧島市税条例の一部改正について

議案第53号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

陳情第3号 霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時58分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日の本会議で当委員会に付託されました議案4件及び陳情1件について審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。

△ 陳情第3号 霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書

○委員長（前島広紀君）

それではまず、陳情第3号、霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書について、本陳情に係る内容について、執行部の説明を求めます。

○企画部長（満留 寛君）

陳情第3号につきまして、まず、霧島市のインターネット環境の整備状況等について御説明いたします。本市では平成20年度から平成21年度にかけて、ブロードバンドを利用できない山間部等の条件不利地域の情報通信格差を是正するため、ブロードバンド環境整備事業を実施し、市内全域でインターネット通信を利用できるようにしたところでございます。また、電気通信事業者におかれましては、国分・隼人地区の平野部と鹿児島空港周辺の消費者ニーズが高く見込まれるところから、超高速ブロードバンドの整備を進めてサービスを提供されております。しかしながら、その他の地区においては、多額の事業費を要することから、整備に伴う採算性を考慮され、超高速ブロードバンドの整備に至っていない状況であります。インターネット環境の整備は、現在の市民生活の中で欠かせないものとなっており、移住定住や企業誘致促進の観点からも喫緊の課題であることから、すでに整備に係る調査等を行っているところであります。次に、観光関係では、国の地方創生先行型交付金事業を活用し、平成27年度において、主要観光施設10か所に公衆無線LAN、いわゆる無料のWi-Fiスポットを整備いたしました。併せて、同交付金を活用した支援事業として、民間の宿泊施設等におきましてもWi-Fiの設置促進を図ってきたところであり、外国人が宿泊される施設は概ね設置が整ったところでございます。しかしながら、スマートフォンの普及や観光地における外国人観光客の増加などにより、超高速ブロードバンド環境が整備されていない地域においては、無線機能の利用者が急激に増加し、状況によっては通信に制限がかかることから、宿泊される方々から改善等の要望が現場に寄せられており、観光関係者から通信環境の整備について、強く要望がなされているところであります。このような中、市長は、8月22日に本市で開催されました鹿児島県主催の地方創生に関する意見交換におきまして、出席された鹿児島県知事及び増田寛也鹿児島県地方創生担当特別顧問に対しまして、地方創生を進める上でブロードバンド環境の整備は重要な施策であるとして、地方自治体の負担に対する財政支援など、整備促進につながる支援策について、政府関係機関に提言されるよう、出席された他の首長と共に要望されたところであります。また、8月31日に都城市で開催されました国立公園満喫プロジェクトの霧島錦江湾地域協議会におきましても、国立公園を世界水準のナショナルパークにブランド化する取組を推進する上で、ブロードバンドの環境整備は重要な課題であるとして、同協議会においても国への要望等に積極的に取り組むよう進言されたところでございます。さらに、今後も市長自らが関係省庁に対して直接、整備事業への支援を強く要望し、情報通信格差を解消することで、市民の皆様の生活環境の充実を図るとともに、観光客の受け入れ態勢の整備を年次的に進めてまいりたいと考えております。以上、御説明申し上げましたが、引き続き情報政策課長がお手元の資料につきまして、御説明申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○情報政策課長（宮永幸一君）

それでは、口述書のあとに添付しております資料につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。まず、上のほうに地図がございしますが、ブロードバンドサービス設備の状況ということで、NTTのほうに照会しまして特に超高速ブロードバンド、いわゆる光回線の整備状況がどこかということで、図で示してございます。網かけの若干、色が濃くなっているところの左から十三塚原、隼人、国分というNTTの収容局で言えば、この三つの箇所が光回線を整備しているところで

ございます。他のエリアは未整備地区ということです。あと下の表に移りますと、これは霧島市内のブロードバンド整備状況ということで、先ほど申し上げました光回線、ケーブルテレビの回線を使った地域、それとADSL回線ということで、三つに分けています。先ほど申し上げましたように一番左の三つのまるが、十三塚原、隼人、国分ということで、溝辺、国分、隼人を中心としたケーブルテレビが整備されている所のケーブルテレビを使った回線、それと牧園のADSL回線の提供地域ということで、一番右側に表示をしているところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本会議でも、この件について複数議員から質問があったわけです。大まかには今部長のほうから説明があったような形で答弁がなされたのかなと理解をするんですけども、まず、部長の口述で消費者のニーズが高く見込まれるところからNTTは整備をしてきているという説明を受けているんだらうなというふうに思うんですけども、それから進みますと陳情者のほうから出されている意見では、年間10万人ぐらい来日する方がいらっしゃる。訪日の観光客もいらっしゃるということで、この高速回線の通信網を整備していただきたいという声が、多く寄せられているということで、後ほど説明を受けるんですけど、そういうふうにしますと部長答弁の説明の中にある、いわゆる消費者ニーズが高く見込まれるところから今整備をしているんだということの意味との整合性ということをお尋ねしたいんですけども、ニーズが多いという認識であれば当然NTTのほうも、そういう理解で取組をするというふうに思うんですけども、そここのところの関係をちょっと説明してもらえませんか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

宮内委員が申されましたように国分、隼人は、人口が多いということからNTTのほうもそういう部分から先に進めてきたところがございます。あと陳情が出されている牧園、霧島のほうにつきましては、今の時点では要望は来ているんだらうけれども、答弁でもございましたように、NTTの基準に合わないということで、整備というのは考えていないところでございました。

○委員（宮内 博君）

口述にもあったように、いわゆる無線LANのWi-Fiについては、全て環境は整っているという説明ですよね。それで集中するときに、つながりにくいなど、そして混雑するような状況の中で、苦情が寄せられるということだらうなと思うんですけども、本会議の中でもやり取りがあったように市長の答弁を借りると50億円ほどの事業費が掛かると本会議で答弁をされていますよね。それで口述にあったように8月31日の会議でも、一致して取組をしていこうということで、進言をされたらと、そして22日の地方創生に関する意見交換会においても直接、要請をしたということで、今おっしゃっているわけです。それでこの50億円という費用の関係ですけれども、これは何らかの国の政策の中で事業として取り入れることができるような制度的なものというのが、すでに整備をされているのかというようなことについて、分かっていたらお知らせいただけませんか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

まず、50億円につきましては、平成22年に市の情報化推進計画〔9ページに訂正発言あり〕というのを策定したときに、過去にも一般質問等で御議論があったんですけども、ケーブルテレビを市全域に、未整備地区に整備をした場合に、そのときに試算をされたのが50億円程度です。やはりこの光回線につきましても同等の金額が見込まれるものと考えております。それで光回線の整備をするときの国の支援ということで、今ございますのが情報通信基盤整備推進事業というのがございます。趣旨としましては、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため過疎地域離島等の条件不利地域を有する地方公共団体が、光ファイバー等の高速ブロードバンド、基盤の整備を実施する場合にその事業費の一部を補助するという

のがございます。この場合、霧島市の場合でございますと国庫補助率としましては三分の一の率になっておるところでございます。

○委員（宮内 博君）

三分の一の補助事業があると、そして、そのほかに地方債の活用ということも、どれぐらいできるんですか。その地方債に対する地方交付税措置というのが、あるのかないのか。その程度はどの程度なのか分かっていますか。

○企画部長（満留 寛君）

起債の充当につきましては、現在考えられるものとしましては、合併特例債、あるいは過疎債の充当等が考えられますが、合併特例債の場合は、一般財源に対する充当率が95%、それと過疎債につきましては、100%の充当率で、交付税の措置率につきましては、70%という形になっております。

○委員（宮内 博君）

そういうふうにした場合に、一つはその先ほどの50億円という話ですけれど、それは今の課長の話だと、未整備のところの市内全域ということで試算をしたという話しですね。今回、陳情が出されているのは、観光施設の集中しているそういうところの不便を解消してもらいたいというのが、第一義的に行政としてあるのかなと、そんなふうに思うんですけれど、そのところの部分の特化してそのような作業がなされたのかどうか、その辺があれば示してください。

○情報政策課長（宮永幸一君）

宮内委員がおっしゃったのは、霧島牧園地区に限っての試算をされたのかということでしょうか。

「はい」と言う声あり]それにつきましては、まだ具体的に試算はしていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの部長ほうからあった、市内全域をやるということになると、50億円。その三分の一が、得られたとして、三分の二は、一般財源あるいは地方債を充てるという方法しか財源としてはないわけですね。そういうことをした場合の大体の試算というのはされているんでしょうかね。

○企画部長（満留 寛君）

具体的に一般財源が、どの程度必要になるかということまでの積算はしていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

試算そのものは、これからということなんですけれど、これまで何回も、先ほどもあったように議会でも、取り上げられてきた課題ではあるということですよ。それで市長としても、答弁の中でおっしゃっているように、県の市長会等でも要請している。そして、知事に直接要請もしていると。そして、地方創生の担当の増田さんにも要請したというようなことなんですけれど、その後、何らかの動きがあるんでしょうか。

○企画部長（満留 寛君）

具体的な、そういった例えば、事業をする上において、市のほうから負担金として電気通信事業者のほうに負担金を出して、その負担金に対して調整措置があるかどうかとか、そういったところについての要望をいたしているわけですけど、それについての具体的な回答というのは現在ないところでございます。

○委員（宮内 博君）

九州管内には、いろいろな観光施設を抱えている自治体も多く存在しているわけです。そういうところで、先ほど紹介のあった合併特例債やあるいは過疎債等を活用して、こういう通信網の整備をすでに行っている。あるいは取組を進めているというようなところが、具体的にどの程度あるのか、その辺があれば、お示しいただければ。

○情報政策課長（宮永幸一君）

NTTさんのほうからお聞きした情報では、NTT西日本ですので、その西日本エリアで、光ブロードバンドの提供実績としましては、平成29年の6月現在で、136団体ございます。鹿児島エリ

アでは15団体でございます。その整備のやり方が2種類ございまして、先ほどから議論していただいております。国の補助事業ですね、それを使って自治体が行う整備のやり方、もう一つが負担金方式と言いまして、民間のNTT側が整備をするのに自治体が、その応分の負担金も払って行く、負担金方式という、その2種類がございます。国の支援の整備の制度があるのはいいんですけども、以前は、それを活用していたんですけど、最近は負担金方式というやり方で整備を進める自治体がほとんどでございます。なぜ、そういうふうになったかといいますと、先ほど私が説明申し上げた整備事業につきましては、地方自治体が整備をするということになります。そうなりますと、その資産の所有は、地方自治体が所有することになります。となりますと、ランニングコストが永久に出てきます。その費用が膨大というのもありまして、なかなかその制度を使うところがない。負担金方式となりますと、初期の導入費用の一部を負担して、整備後は自治体の負担はないと。あとは、その企業の努力でやっていくという形ですので、そちらの方がランニングコストが掛かりませんから、最近は、その負担金方式を活用して、整備を行うという団体がほとんどのようでございます。平成27年11月に九州総合通信局が九州管内の自治体に超高速ブロードバンドの整備に関するアンケートを実施しているんですけども、調査対象は82団体に対して今回答が79団体だったんですけども、今後のその超高速ブロードバンドの整備手法や維持管理形態をどのように考えているかというアンケートに対して、ほとんどが民設民営でやっていただきたいという考えがあるということの回答が79団体中72団体のようでございます。やはり、先ほど申し上げたランニングコストを皆さん、非常に考えていらっしゃるって、やはりそこに対する経費が膨大である。また、通常の維持管理、定期的な更新、もしもの風水害、台風いろいろな災害時の復旧、修繕そういうのを考えますと、地方自治体が所有するよりは民間が所有をして、いざというときには民間のほうで迅速に対応していただくのが、いいのではないかというお考えを皆さん持っていらっしゃるんじゃないかと思うところです。それに対して、意見ということでそこの中にも、民設民営の場合でもその自治体負担に対する国の補助制度が利用できる、整備促進に非常に有効だという意見や先ほど宮内委員のほうからもありましたとおり、県の市長会等も通じて、その負担金方式にも国の補助制度を何かしらの制度を作っていただきたいというのは、要望をしているところでございます。また、その後年度負担を考慮すれば、もう民設民営方式しか考えられないため、国からの負担支援をぜひお願いしたいというような意見も、そのアンケートの結果では出されているようでございます。

○委員（宮内 博君）

要するに、今の霧島市で言えば、溝辺町方式のケーブルテレビと隼人国分方式のケーブルテレビとは、運営形態が違いますので、そういう考え方かなというふうに思うんですよ。それで先ほど部長のほうから答弁があった部分、三分一の事業費の補助があって、あとは起債でという方式を採るということであれば、それは多くの自治体が、回答をしていない自治体がこのランニングコストも含めて、抱えていくような方式の選択の部分になるというふうに理解をしたんですけども、結局そういうことですよ。あとの部分で、アンケートの結果82団体中79団体が回答をしている。そのうち72団体が民設民営の方式で整備をしたほうが良いと回答をされたということでしたけれど、それは負担金を払うということですよ。民間が整備するものに対してですね。それに対しては、先ほど部長がおっしゃった国からの助成というものは、まだ整備はされていないというはなしでしょう。その確認をお願いします。

○企画部長（満留 寛君）

先ほど課長が御説明申し上げましたとおり、公設である場合においては、三分一の国の補助があるということでございます。民設の場合について、市のほうが負担金として支出する分については、国のほうの補助はまだ整備されていないということで、そういった補助制度を設立していただきたいという要望をしているということでございます。

○委員（宮内 博君）

霧島市の場合もいわゆる自治体所有の形で整備をするということではなくて、民設民営で負担金

を払ってという形での整備を要望している。そして、そこに国からの一定の助成ができないかというという、そういうことだろうと思うんですけど、そうしますとその負担金というのが、大体今までどんな形で、どれほど自治体の負担をすれば、整備をするというふうになっていたのか、その辺の試算はどうなっておりますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

霧島市の場合は、今調査中でございますので具体的な数字は見込めませんが、ほかの団体に聞いたところ、やはり初期導入のその事業費の約二分の一程度は、負担金を支出している団体もございます。

○委員長（前島広紀君）

しばらくほかの委員の質疑を受けたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

溝辺は、ケーブルテレビが整備されているわけですが、その中でも鹿児島空港周辺においては消費者ニーズが高いということで、光回線の整備はされておりますが、この光回線とケーブルテレビとの違いというのはいかにほどのものか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

まず、ケーブルテレビインターネットというのは、そのケーブルテレビの回線を使ったインターネット通信でございます。光回線というのは、全く別で光ファイバーをまた別に布設をしますので、速度についてももちろん違ってきます。あと、ケーブルテレビにつきましてもインターネットの場合は、その速度については、いろんな商品がございまして、それによって速度も違うんですけど光回線の場合は、理論値といいますか最大値では1Gとかいいますが、皆さんが全く使っていない状況であれば、速度は速いですが時間帯によっては、速度のばらつきがあったり、もちろん光についてもあります。この前一般質問でも説明しましたように、ADSLになると電話回線を使った方式ですので、速度もなかなか出ないと。さらに皆さんが使っているとますます速度も落ちてくると。先ほど申し上げた、NTTの収容局というところからの布設の距離によっては、近ければ速い。場合によっては光よりも早いといったようなときもあるかもしれませんが、それがどんどん距離が離れていくと非常に遅いということです。

○委員（今吉歳晴君）

今回の場合は、観光面が強調されているわけですが、商工観光部長、企業誘致という面から見た場合、工業団地が市内には幾つかあるわけですが、そうした中の企業からは、この光回線の整備というのは、要望は出ていませんか。

○商工観光部長（池田洋一君）

企業面から申しますと、溝辺の久留味川工業団地は、ケーブルテレビなんですけれども、そこには、何社か立地していらっしゃるんですけども、そこでも苦情的なものがでてくるような形で、若干、遅いというような形でございます。それと、本会議でも申しましたが、横川にアルバックがございまして、あそこの場合は、自社の専用回線を引っ張ってきております。ただし、それでも光の要望がありますし、他の企業さんの場合は今後光回線なしでは、業務に支障が出るというお話を聞いているんですけども、それにつきましては、当然、財政的な部分もあるわけですので、その辺の解消というのは、商工観光部側とすれば、ぜひお願いしたいというような考えでございます。

○委員（今吉歳晴君）

私どもが、耳にするのは企業の中で、やはりそういう不満があるというのはお話を聞いていますし、それであれば、やはり今後、企業誘致という面からすれば、この観光面でもですが、企業誘致という面からも、この整備というのは急がなければならない大きな課題ではないかと思うんですが、それと同時にやはり、市民生活までこういう光回線が入ってきますとやはり、市民生活、市民の要望に答えるためにもこの整備は市内の一部地域ではなくて、市全域でこの整備というのは、急いで

いただきますように要望をしておきたいと思います。

○副委員長（平原志保君）

今、各民間のブロードバンドサービスを提供しているところの会社は、ADSLの新規申し込みをNTTとソフトバンク以外は、もう止めていまして、話を聞きますとADSLは今後、進めていかないという話で契約が取り止めになっている状況を聞くんですけども、その辺は、どういう説明を聞いていらっしゃいますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

全般的に申し上げますと、1年前の徳田修和議員の一般質問でもあったように、基本的にADSLの新規申込みの受付はしないと、一つ一つの確認はしていないですけど、先ほど地図でもお示しましたように、ADSL回線しかないところについては、そのまま使用はできるということです。ただ、全般的に申し上げるとどちらかといいますと、そのADSLと光回線が混在している地域については、もうADSLのほうは、尻つぼみになっていて、光回線のほうにまとまっていくのかなと、ADSLの利用者から取ってみれば、ADSLだったらインターネットの閲覧だけとか、簡単なメールの送受信だったら、もちろんそれで十分なんですけれども、そういうのを補うために通信事業者のほうは、皆さんも最近耳にすると思うんですが、単体の販売ではなくて、セット割というようにスマホと一緒に割引をすとか、そういうので極力その料金を下げるような努力をされてそちらの光回線を使っていたりするような方向に向いているのではないかと考えているところです。

○副委員長（平原志保君）

今、Wi-Fiのほうが、4Gが主流になっていまして、うちの辺りは3Gを使っているんですけど、もうそろそろ5Gというのが出てくるという話を聞いていまして、それが出てきますと、ますます、私の家は、総合支所の近くなんですけど、その辺りはぎりぎり4Gが入る状況なんですけども、4Gが入ったかなと思ったら、5Gとか言われちゃったらWi-Fiも安定して入らないような状況が霧島地区、私もしっかりと調べていないので分からないのですが、多くてですね。光回線を入れてほしいと要望を個人的にも入れているんですけども、会社のほうとしては、Wi-Fiの速度が上がるほうのやつを主流にして、あまり、光回線のほうを積極的に入れようとする気がないのではと思われるんですけども、数字的には、契約件数というのはどれくらい取れば進出してくれるとかいう話っていうのは伺っていますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

今、言われたのは、契約するというのは、固定式の超高速ブロードバンドの契約数ということですかね。[「光の」と言う声あり]光回線の契約について、どれだけ取ればという部分については、お聞きしていないと言いましょか、向こうもはっきり答えられないところでございます。やはり、その整備についての事業費とか、そういうのを換算して、どれくらいだったら採算が取れるとかっていうことについては、そこにお住まいの人数にもよりますので、簡単にその数字はでないと思います。その数字はお聞きしておりません。

○委員（新橋 実君）

先ほど実績で、全体で136団体、鹿児島で15団体と言われましたけど、鹿児島の15団体というのは、どういった組織になっているか分かりますか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

鹿児島エリアの15団体になりますと、まず負担金方式のほうでいいですかね。民設民営方式ですね。曾於市、東串良町、大崎町、喜界町、日置市、南大隅町、奄美市、中種子町、南種子町です。次に、公設民営のほうでございませう。与論町、和泊町、西之表市、肝付町、龍郷町、知名町、奄美市ということで、奄美市のほうは、負担金方式の部分と公設民営の部分があります。それと、これからですけども、今年度から鹿屋市のほうが、3年計画で民設民営の負担金方式で事業を行なっているところでございませう。

○委員（宮内 博君）

全体事業費が50億円ということで示されているわけですが、その負担金方式ということになると先ほどのその初期費用の二分の一ぐらいというようなことだったかなと思うんですけど、それでの試算というのがあるんですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

細かい試算は、まだ出ておりません。実際、市内全域でいくのか、あるいは、例えば、今インターネット契約を取り交わしている、エリアまでいくのかとか、そういう整備の基本方針を私ども決めておりませんので、その部分はまだでございます。

○委員（宮内 博君）

例えば、先ほど報告があった鹿屋が、今後3年間で民設民営の方式で整備していくというようなことを調査されているようですが、その辺の例は、お聞きしているのですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

鹿屋市の場合でいきますと、やはり事業費が約二分の一程度だったということと、その整備の方針ですね、どういうやり方でいくのかと、まず、3年計画の中で中心の市街地から外のほうに整備をしていくという中で、どこまで整備をするのかというのでは、現状でそのADSLの回線の契約をしているエリアまで進めるということでお聴きをしているところです。

○委員（新橋 実君）

市長も今後、年次的に進めていくということなんですけど、今のところは、その国の予算が付いてからという考え方なんですか、来年度からでも進めていきたいというような考えを持ってらっしゃるかどうですか。

○企画部長（満留 寛君）

市長としては、早急な整備を望まれているところではございますが、そういった中でも財源が、国の補助等の財源があるのと、ないのでは大きく違ってまいりますので、国県や関係省庁等に現在、要望をしているところではございまして、その財源が国等の補助制度が付いてから始めるのか、あるいは、それを待たないまでも整備を進めていくかというところは、まだ協議をいたしていないところです。

○委員（池田 守君）

今までの話を聞いてみますと、この整備については公設民営でなくて、民設民営で行こうというような方針みたいに聞こえるんですけども、例えば、その建設となりますと相手があることで、まあ、NTTとかということになると思うんですけども、その際、通常二分の一の補助を負担をした場合に、それでも企業側の負担も二分の一あるわけですよ。それについて、メリット、デメリットを考えた場合に、これで行ってくださいと言っても企業側は、いやとてもできないということはないんですか。

○企画部長（満留 寛君）

ただ今、委員のほうから御指摘があるように、当然に企業側の許容力といいますか、キャパシティがあるかと思えます。そういった財源的な部分だけでなく、一緒に事業を進められるかというようなそういった部分というものもあるかと思えます。そういったところまで事業者のほうとは、まだ具体的には詰めていないところでございます。

○委員（新橋 実君）

確認ですけども、今、光ファイバーは、道路に埋設されているみたいですけど、この工法というのは、道路埋設ですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

細かいところは、存じ上げていません。

○傍聴委員（植山利博君）

一点だけ確認させてもらいたいんですが、その企業とのやり取りの必要であって、企業の採算性等も出てくると思うんですけど、今はケーブルテレビ、光ファイバー、この二つの選択肢があると

思うんですが、そのことも含めて今後検討していくという理解でよろしいですか。

○企画部長（満留 寛君）

その辺の整備手法についても、具体的な協議はまだいたしてないところであります。

○委員（今吉歳晴君）

ケーブルテレビも光回線で整備していくのではないんですか。でないと、空港周辺においては、ケーブルテレビがあったわけですが、それでも不便を感じるということで空港周辺は、改めて新たに光回線の整備をされたわけですから、今後、市内の未整備地区の整備については、このケーブルテレビという選択肢ではなくて、全てを光回線で整備していくということじゃないんですか。

○企画部長（満留 寛君）

確かに今委員のほうからありますように、企業等でのケーブルテレビに対するケーブルテレビ回線での苦情等もあるようでございますので、自ずとそういう形になっていくかと思いますが、現在そういったところまで協議をしていないということでございます。

○傍聴委員（有村隆志君）

まだ、手法が決まっていないということですので、大崎町とかいろんな地域でやられたことも今から、検証をするところがあるということですか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

先ほど、宮内委員の答弁のときに説明しましたけれども、うちと人口規模が同じの鹿屋市の説明をしましたが、そういうところの調査をまた行いながら霧島市のほうも、どういう方針でいって例えば、どういう年次計画でいってとかそういう細かいところを詰めていくことになろうかと思いません。

○常任委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○情報政策課長（宮永幸一君）

先ほど私が市の情報化推進計画のことを話しましたが、50億ぐらい掛かるというその根拠といますか。正式名称がまちがっていたようですので、霧島市地域情報化計画というのが正式な計画の名称でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここで、しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時50分」

「再 開 午前 9時53分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして、陳情第3号、霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書について、審査を行います。本日は、霧島温泉旅館協会、竹下様、梶原様、川原様、霧島神宮温泉郷旅館協会、上村様、霧島地区公民館長連絡協議会副会長、後藤様、霧島市観光協会副会長、中堀様、新畑様、松元様にご出席をいただいております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、ご発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して、起立してご発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。それでは説明をお願いします。

○陳情者（川原健一君）

霧島温泉旅館協会の事務局をさせていただいております。観光協会職員の川原と申します。今回の陳情の理由に関して簡潔に説明いたしますと、ブロードバンド環境、スマートフォンなどの普及などで、インターネットが手元にあると、非常に身近なものとなっております。観光客のお客様が

増えることで、やはり旅先で情報を入手する手段であったり、旅先の思い出を残されているご家族であったり、お友達に送ったりするのにインターネットは利用されているという状況です。特に近年、顕著なのは海外のお客様が非常に増えていますので、海外のお客様が旅先で情報を得るのにはインターネットが重宝されています。我々国内にいる人間だと携帯電話会社と契約しておりますので、その電波を使ってインターネットをすることができるんですけども、海外のお客様はその電波を使うことができないので、国内の携帯電話会社と契約していないので、やはりその建物の中にあるインターネットを利用して、旅館ホテルでサービスしているW i - F i を使って接続しているのですけれども、そのW i - F i を使うのに接続人数が多くなると、どうしても込み合ってしまう、イメージすると、細い管の中にたくさんのお水を送ろうとすると流れていかないというような状況になってしまっていて、お客様の苦情等にもつながっているような状態になっております。決してインターネットができないわけじゃないのですが、ADSLなどを利用して。やはり、情報量がどんどん大きくなっていますので、あと利用者も増えていますので、そういったことで超高速ブロードバンド、光回線の整備が急務と考えております。また、地域の方々にとりましても、やはり、いろいろなやり取りをする際に、やっぱり、光回線は必要になってくるのかなと思っております。そういったことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりましたので、これより陳情者に対する質疑を行います。それでは質疑をお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

今、川原様より、御説明を頂いたところです。私どもも陳情書を拝見させていただいております。その中で述べられている点について少し御説明をお願いしたいと思いますけど、訪日の観光客数が、10万人を超えるという状況になっているということでありました。それで今後も、恐らく海外からの観光客は増えるであろうというふうに言われているんですけど、実際に今日御参加の皆さん方が、その件に関してどんなふうに不便だよということで、直接、情報を得られていらっしゃるのか、そして、旅館、ホテル等の中での様々な問題点を抱えていらっしゃるのかなど、そういうふうにするんですけども、その辺をまず、御紹介いただけませんか。

陳情者（竹下 卓君）

霧島国際ホテルの竹下と申します。いつもお世話になっております。今、宮内委員からの御質問でございますが、実は、県も月ごとに、その都度、インバウンドの数も出しておりますけれども、例えば、私どもの単独のホテルで申し上げますと、年間約10万人の宿泊のお客様を計画しておりますけれども、昨年で平成28年度4月から平成29年3月の時点で、宿泊人員がインバウンド海外のお客様が約8,000名のお客様がお見えになっています。これは、昨年、熊本地震等がありましたので、計画の数字を落としておりますけれども、それでも、日本人のお客さんに対する海外のお客様の比率でいきますと8%でございます。今年はまだ既に第一四半期の4、5、6月が終わりまして、7、8月も終わった時点でございますが、この時点でシェアが15%まで伸びております。これは先ほど宮内委員がおっしゃったように、このままずっと伸び続けるんだとそういう見通しをしています。これから東京オリンピック、パラリンピックもありますし、やはり日本に行ってみたくて、特に、今東南アジアのお客様が圧倒的に多いんですけども、特に台湾、それから香港辺りからLCC、ローコストのキャリアが、飛び初めまして、非常に増えております。香港からのお客様というのは、ほとんどFITと言いまして、個人で手配して個人で来られるお客様で、ほとんどカップルとか、御夫婦のお客様。また、台湾からはツアーでお見えになっております。そういったことで、この後は、ますます、タイとかマレーシア、シンガポール、ベトナムこういったところが大いに期待できるんだろうというふうな思っております。実は私たちのホテルも大型ホテルでございまして、過去には日本人の慰安旅行とか大型の団体を獲得する、そういったものをターゲットにやっております。ところが最近では、なかなか日本人の団体旅行そういったものが、ほとんど目減りしてございまして、

日本人の旅行もほとんど、パーソナル化、個人化しております、かなり日本人のお客様の宿泊数が減っております。となると、やはりどうしてもウエイト的にインバウンドのお客様をさらに受け入れなければ、その計画の数字にたどり着かないというような状況がございますので、今、インバウンドも県、国もそうですけれども、観光立国、観光立県、今私どものホテルもそういった形で、かなりインバウンドに力を入れているというような状況でございます。実は、この光回線に関してですけれども、私どものホテルも市の補助を頂きまして、フリーWi-Fiを入れております。これもフリーWi-Fiということで、私どものインターネットのホームページ等でも、Wi-Fiが使えます、フリーで使えます。管内にもフリーWi-Fiが使えますよというようなことで、案内をしております。ところがですね、ADSLですと、なかなかすべてのお客様に均等という訳にいかないんですね。実は多い日は、私どものホテルも2団体から3団体のインバウンドの団体を受け入れております。すると1団体が30名ですので、60名から90名という形でお客様お見えになって、さらに一斉にWi-Fiが使われた場合は、これが途切れるんですね。スムーズに使えないということで苦情が殺到します。あるいは海外のお客様だけではなくて、日本のお客様もフリーWi-Fiを使われるわけですね。すると、日本人のお客様は当然ホテルのほうに対して、全然Wi-Fiが繋がらないじゃないかとか、そういった苦情も来ますし、あるいは口コミって、最近は非常にネット上で、私もお客様の声ということで真摯に受け止めるんですけども、そういった声の中にも、Wi-Fiが繋がらないということが、やはり、一つの苦情につながっております、何とか、今日の趣旨はこのADSLでは、なかなか今の状況では、何とか光回線をお願いしたいということでございます。私どものホテルの現状としては、以上でございます。

○委員（宮内 博君）

せっかくお見えですから、もう少しお聞かせいただければと思うんですけど。

○陳情者（梶原敏正君）

霧島ホテルの支配人をしております、梶原と申します。私どもの現状というのを申し上げますとADSLというのが、先ほど出ましたけれども、これでやっているわけですけども、ここ二、三年ですかね、やはり、先ほどのお話と同じように、海外のお客さんが増えております。実は、私ども単独の施設で見ますと、1年間で5%くらいの外国人の比率でございます。ただ、霧島温泉旅館協会、丸尾地区の13施設の平均をとりますと平均で10%を超えているかと思っておりますけども、インバウンドのお客様がいらっしゃるという現状でございます。先ほどもありましたようにインバウンドのお客様は到着されると、すぐWi-Fiのパスワードを教えるということで、ほとんどの皆さんがパスワードを入力されます。それで部屋に帰られてから通信を始めるわけですけども、一斉に使い始めると本当にADSLでは、止まってしまうくらいスピードが遅くなります。車で言えば一般道か高速道路かの違いぐらいあるわけですね。高速道路で時速300kmくらいまでの制限速度で二車線、三車線あれば早いわけですけど、一般道路でいرونなどところから、車が横から入って来ますと、当然スピードも遅くなるということと思っておりますけれども、そういう現状であるということでございます。実は、温泉旅館協会としては、二、三年前からいろいろNTTさんとかに相談をしてきたわけですけども、あちらの言い分としては、当然、企業ですからそこに住んでいらっしゃる住民の数ですとかを見られて、ここにはまだ、そこまでの設備投資ができないということかと思っておりますけども、なかなか進まなかったんです。これでは、観光を売り物にしている地区としては海外のお客様にも恥ずかしいというぐらいの気持ちでございまして、何とかいرونなどところにお声掛けをして協力していただいて、光回線を持って来たいということの趣旨で、今回陳情を致しております。よろしく申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに陳情者の方から、その不便だよということの説明、話はないですか。

○陳情者（上村昌也君）

霧島温泉郷旅館協会の上村と言います。私は、霧島神宮の門前町で家族で小さな民宿をしている

んですけど、やっぱり最近では、滞在型の外国の方が多くなって、そこでWi-Fiを使いながら、「明日はどこに行こうかなあ」とか検索する人も結構増えてきている状態なんですよ。自分たちは家族でやっているの、言葉の壁があったりすると、やっぱりインターネットを使いながら、そこで変換をしたりしながらうまくするんですけど、夕方になったり、夜になるとユーチューブとか見たりすると、すぐ使えなくなる環境になってしまったりします。あと、別に副業で車の仕事をしているんですけど、その中でほかの業種でもインターネット上の画面で車を買ったり売ったりするような環境なんんですけど、されている方は知っていると思うんですけど十秒間ぐらいで車を買うような状態なんですよ。出てきたらパッと押して、インターネットが使えない状態になると買えなかったという状況が結構出てくるので、できればよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（中堀清哲君）

霧島市観光協会の副会長の中堀と申します。私は、霧島温泉駅でいろいろな美化活動を15年以上やっておりますけども、最近はお客さんが具体的に増えておまして、一番びっくりしたのは、肥薩線の霧島温泉駅には観光列車が通っていますけど、そこから福山の黒酢レストランに行きたいというようなお客様がシンガポールから家族で来てここからどうすればいいのかとか、あとホテルから来たけども、バスで乗って来たけど、これから先どうすればいいのかとか、なかなか無人駅でございまして情報も入らないんです。そういった場合のお客様、それからバスのバス停を見ても分からない。そういった問題をホテルにいながらにして、そういった情報を入れるのはそういったインターネットの情報をすぐ手に入れるということがないと、なかなかお客様が身動きがとれないというのが状況です。私は語学の講師もしていますが、ホテルの皆さんにもそれなりに英語を教えたりもしているんですけど、限界もございまして。やはり、そういったので二つの点から言いますと、市内における観光における看板、そういったのも英語対応、中国語対応、英語ができていても中国語対応ができていません。韓国語対応ができていません。そこまで看板とか、そうバス停を全部変えらるとなると莫大な費用が、こっちも掛かります。ところがインターネットで済ますと一遍で済ませられますので、そういった個人対応もできるということで、やはりそういった情報を迅速にするというのが、非常に大切なことではないかというふうに思っております。それと、私が一番危惧しておりますのは、お客様が増えれば増えるほど、逆に不満も増えるということございまして、放置しておけば、「霧島はだめだよ」と外国人の間の中で、悪い情報というのは、本当に駆け巡るのが早うございまして。ですから観光地間の競争を乗り切っていくというためには、「霧島しっかりしているね」というのをお客様がどう思っただけか、今後の観光地間競争に勝っていくための一つの重要な要素である。この情報をどうお客様に迅速に的確な情報をお伝えするかというのが大事だと思いますので、この観点からもぜひ、このブロードバンド化は御検討いただきたいと思っております。最後にもう一点だけ定住促進を行政も促進しておりますが、これも聞いた話です。せっかく移住しようとしたけれども、「ブロードバンドがないと仕事にならん」と今コンピューターで仕事をする時代でございまして、そういった意味でもやはり、ただ、観光客だけではなくて、そういった面からもこれはもう必須の問題ではないかというふうに感じておりますのでそのことについて述べさせていただきたいと思ひます。なにとぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに質疑はございせんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑がないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前10時22分」

△ 議案第49号 霧島市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第49号、霧島市個人情報保護条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

議案第49号、霧島市個人情報保護条例等の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正により個人情報の定義が明確化され、及び要配慮個人情報の定義が新設されたことを踏まえ、本条例における個人情報の定義を同法と同様のものとするため、所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

議案第49号、霧島市個人情報保護条例の一部改正について、その概要を御説明いたします。議案集は1ページ、新旧対照表も1ページになります。平成29年5月30日に施行されました、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律におきましては、指紋データや旅券番号等の個人識別符号などの個人情報の定義の明確化や人種、信条、病歴等の慎重に取り扱うべき情報である要配慮個人情報の取扱い規定の追加等の改正がなされたところであり、本市としましては、法改正の趣旨を踏まえ、霧島市個人情報保護条例の改正をしようとするものであります。その主な内容は、新旧対照表で、改正前の第2条第1号に個人情報の定義として、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義しておりましたが、改正後の第1号にこれらの個人情報と個人識別符号を細分化し、同条第2号に基礎年金番号、旅券番号や指紋データなどである情報を個人識別符号として明確に定義するようにいたしました。さらに、従来から収集の制限事項の対象としています思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的に差別の原因となるおそれのある個人情報を要配慮個人情報として同条第3号に定義しようとするものであります。以上が、改正の主な内容でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

新旧対照表の2ページの後段の部分について、お尋ねしたいと思います。新旧対照表の旧の部分にある、「実施機関は、思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない」となっているわけです。今、課長のほうから説明があったように、要配慮個人情報ということで一括りにされたんですよということなんですけど、それで要配慮個人情報というのは何だろうかということ、1ページの第2条の(3)のところだろうと思うんですけど、要配慮個人情報、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、云々というふうになっていますね。それで、旧のところの部分で記載されている、思想、信条、信教ですね。これがすっぽり、はずされているというふうにこれでは見て取ることができるわけですけども、思想、信教ですね。ここの部分が無くなっているんですよ。それは、信条で一括りにしたということで解釈がなぜできるのかということについて、説明してもらえませんか。

○総務課主幹（立野 博君）

今までの表現につきましては、霧島市個人情報保護条例の中で定めていたのですが、今、委員がおっしゃいますように法律の改正がありまして、これらの部分を思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びにとある、個人情報の部分を要配慮個人情報として定義をさせていただきました。その定義にするときに参考にいたしましたのが、法律の文言でありますけれども個人情報保

護法のガイドラインの中でも、信条とは何を意味するのかということで、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し思想と信教の双方を含めるものであるというガイドラインの解釈、それと、法律の文言に基づき、このような文言にさせていただいたところでもあります。

○委員（宮内 博君）

非常に分かりにくいですね。憲法上の規定からいくと、第19条に思想、良心の自由は、これを侵してはならないと、こういうふうにも明確に思想というのを規定してあるのですが、そこがはずされるということが、理解できないのです。それで、先ほど、独自に市のほうでは定めてきたけれども、今回、こういう形でとありましたけど、それは、そうなんですか。独自に市で条例を定めてきて、法律ではそうになっていなかったという話しではないでしょう。そこをもう一回、確認をさせてください。

○総務課主幹（立野 博君）

今まで法律には具体的にはございませんでした。独自にというのはそもそも、個人情報保護条例というのが、地方自治体が法律に先行して進めていたということでありまして、霧島市だけがこの条例になっていたわけではなくて、他の自治体も同じような条文を入れた条例上の規定だったということでありまして、法律で改めて要配慮個人情報というのを定義しますというのを受けて、霧島市も今まで、要配慮すべき個人情報として、思想、信条、信教という文言でしたけど、法律にならって今回、こういう定義をさせていただきました。

○委員（宮内 博君）

私が確認をしているのは、今回、法にならってそういうふうにしたということなんだけど、事前の旧条例についてもそういう形で整備をしたんでしょうということを聴いているんですよ。何も霧島市が独自にこの条例をそういう形で文言化したということではないんじゃないんですかということを確認したいためにそういうことを言っているのです。

○総務課主幹（立野 博君）

今、おっしゃいますとおり、今回のガイドラインに基づいて信条という言葉に思想と信教の両方の意味を含むという考え方のもと規定を整備させていただいたということでございます。

○委員（宮内 博君）

独自に定めたということをおっしゃるから、そこを聴いているんですよ。その旧条例についても当然、上位法があるわけですよね。そして、その上位法の下に整備をしたのではないのですか。今回、上位法が改正されたことによって、その要配慮個人情報という中にそれが取り込まれるというふうに、ガイドラインで示されたからそういう改正をするということなんですけど、その確認をしているんですよ。

○総務課主幹（立野 博君）

条例につきましては、法律が整備される前から条例は各自治体でも定めておりまして、ですからこの文言というのは条例が先行して入っていたわけなんですけど、個人情報保護法が制定されましたから、自治体の条例においても個人情報保護法制において整備していきなさいよというふうになってくるものから、それに基づいて条例のほうも併せて改正をしています。

○委員（宮内 博君）

実は、私が危惧することがあるんですよ。それは、この間、いわゆる共謀罪が成立をしたということがあります。それで、7月に法律が施行されているんですよ。そしてこれは、憲法上かなり大きな問題があるということで、議論が重ねられてきたわけです。その理由の一つに内心の自由を侵害することになるのではないかという指摘があったわけですよね。そして、その後に来ているのが、この条例の改正です。しかも、今おっしゃるように市独自で条例を作って、そしてその中には、思想、信条、信教について、個人情報の収集をしてはならない条例を作っていたわけだが、今回、これが要配慮個人情報という一括りにされて、いわゆる思想、信教も信条の中に取り込まれるという解釈にガイドラインが示されて、なったんですよという説明だったものだから、それでは、ちょ

っとどうなんですかと。憲法の第19条との整合性はどうなんですか。

○総務課長（橋口洋平君）

思想，信条，信教が信条というふうに改正するんですけど，その信条という中には，もちろん思想も信教も含まれるということで，これは個人情報として必ず保護されるべき情報でありますよというのを信条という形の中で含めさせていただいたということです。

○委員（宮内 博君）

説明は，そういうふうに行われているんだけど，私もインターネットで，信条というのを検索をしましたがけれども，明確にそこどころが含まれると書いている部分があれば，宗教的な部分を重視して書いている部分もあるし，極めてあいまいなわけです。憲法上はそこどころは，きっちりと先ほど申し上げましたように明記をされているというところがあって，それを上回る条例はできないわけですので，憲法が最高法規ですから，そことの関係で，なぜ，わざわざ思想，信教を抜かなければならなかったのかと，市独自で条例を持ちえたのであれば，それはそのまま，生かすという手段も可能ではなかったのかなって思うんですけど，その辺はどうなんですか。

○総務課長（橋口洋平君）

おっしゃることは分かるんですけども，先ほど主幹のほうから申し上げましたように，まず，霧島市の個人情報保護条例ができた。そのあとで国の法律ができたと，基本的に条例というのは，法律を基本にして条例も作っていくというのは，基本的な作り方でありまして，何らこちらの考えとして，その思想，信教を抜くというわけではなくて，信条の中に思想，信教も含めまして，個人情報を保護していくという考え方というのが，国の考え方もあったということですね，それを国と統一して信条の中に思想，信教も含めるということで取り扱おうというものでございます。

○委員（宮内 博君）

これは，近隣の自治体にも聴いてみましたけれども，こういう形で今回整備をするというのはないんですよ。霧島市だけでした。それで，実際に鹿児島県内でこの霧島市が持っていた条例を今回こういう形で改正をするというのを一斉にやられてはいないということは確認をしているんですよ。それで実際に近隣ではどうなんですか。今回こういう形で条例整備をこれからやるという話になっているんですか。それに先駆けて霧島市がやるということになっているんですか。

○総務課主幹（立野 博君）

鹿児島県内で改正済みの自治体ですけども，鹿児島県が6月，曾於市，垂水市，指宿市が3月に改正している状況であります。

○委員（宮内 博君）

そこのいわゆる，隣接したのは，曾於市はやっているということなんですけれども，いずれも同じ霧島市が持っている条例と同じ条例を今回，要配慮個人情報という形で統一したんですか。

○総務課主幹（立野 博君）

3月に改正した曾於市，垂水市，指宿市のほうは，明確には調査しておりませんが，6月に改正した鹿児島県では同じ条文で改正しているところでもあります。

○委員（宮内 博君）

先ほど，その霧島市独自の条例ということだったんですけども，それは恐らく鹿児島県内で統一した条例というのを思っているのではないのかなというふうに思うんですけども，それではなくて霧島市だけがこういう条例を持っているという解釈になるんですかね。それとも同じような形で県内43自治体が整備をしているということで理解してよろしいですか。

○総務課主幹（立野 博君）

私の説明があれだったかもしれませんが，霧島市が他の自治体と違って独自に条例を定めているというのではなくて，個人情報保護条例自体が国が法律を定める前から各地方公共団体，各市町村が定めていました。その中で個人情報保護条例というのが各自自治体できあがってきたんですけども，その後，霧島市が合併しまして，霧島市の条例になったんですけど，法律の制定は，

平成15年だったと思います。それ以前に各自治体が市町村のほうが先駆けて個人情報の保護条例を、例えば、国分市とかは、法律制定以前に制定されていると思いますので、そういう意味で条例というのが法律に先駆けて独自に進んでいますよということでございますので、霧島市の条例が特別、ほかの自治体と全然違う独自という意味ではございません。申し訳ありません、法律に先駆けてやっている部分で違う部分があるということでございます。

○委員（宮内 博君）

要するにほかの自治体も同じような条例を整備しているということですよ。それで再度確認をしますけれども、思想、信教というのが、信条の中に、前条例では思想、信条、信教という三つに分かれているわけですよ。それで今回、新たに先ほど説明がありましたように収集してはならない部分というのが、補強されたということではあるんだけど、やはり分けて考えるということが私は、当然、憲法上の規定からして必要ではなかったのかなというふうに思うんですけど、その辺の議論はなかったんですか。

○総務課長（橋口洋平君）

基本法律に準じるというのが、基本的なスタンスでございます。さらに先ほど申し上げましたように県の条例が今手元あるんですけども、県の条例のほうもこの条例において、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴というふうに同じような文言が書かれております。こういった形で同様なスタイルをとるというスタンスで、この条例を改正したところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらくほかの委員の質疑を受けたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

この個人情報保護条例が改正される度に窮屈になっていく感じがしますが、例えば、運用の面ですが、溝辺で成人式があるわけですが、成人式のときに昔は名簿が配られていたわけですが、最近、名簿も配られなくなりましたが、理由を何でもらえないかと聴きますと、「個人情報で難しいものですから」ということなんですが、あまりにも、拡大解釈された運用の仕方ではないかと思うのですが、この面については、いかがなんでしょうか。

○総務課主幹（立野 博君）

今回の法改正によりまして、個人情報の取扱いは確かに窮屈になっていくとそのような印象があると思います。小規模な団体やNPO、自治会であっても、個人情報保護法の対象となってきますけれども、個人情報の収集に当たっては、それを取得するときに何に使うか目的を決めて、本人に伝えるということです。そして、その個人情報はその目的以外には使ってはいけないということ。そして、取得した個人情報は、きちっと安全管理をしないとイケないというようなことがありますので、これらのことを守っていただければ、堂々と個人情報を集めますと言ってもらって集めていただいても構わないと思います。

○委員（今吉歳晴君）

霧島市の中でも、その旧市町の取扱いの中では、名簿を配るところもあるように聞いておりますが、やはり、この辺については、やはり統一した見解を持っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（橋口洋平君）

今度、また、こうやって法律が変わって条例を改正しました。先ほど、立野主幹が申し上げましたように、取扱う個人情報が5,000人以下の小規模な事業所等も該当になりまして、自治会等も該当になるわけです。これも厳しくなりますので、先ほど申しましたように目的を告げて、本人が「いいですよ。使っていいですよ」ということをきちっとすると使えるということです。そういった形を、今度、各公民館長さんの研修会とかあろうと思いますので、そういったところで、中身を御説明いたしまして、適切な運用をしていただきますようお願いしたいというふうに思っております。

○委員（今吉歳晴君）

例えば、今度は小学校、中学校の入学式、卒業式ですが、昔は、新入生あるいは、卒業生の名簿、それから、保護者の名簿、それから各自自治会、電話番号まで記載されていたわけですが、最近は個人名と公民館名が載っているわけですが、今後、この学校における入学式のあるいは、卒業式に対するこの名簿の作成、あるいは配布というのは、今後いかなる取扱いになってくるんですかね。

○総務課主幹（立野 博君）

学校が学校の業務として、集める情報であれば、当然その目的等を周知した上で集めるということになると思いますし、学校が集めた情報をほかの人に流すということであれば、そこはまた、了解を得た上で、ほかの人に渡すということになるかと思いますが。

○委員（今吉歳晴君）

となりますと、例えば、そこに来賓できた方々、それから保護者への配付についての取扱いは、いかなるものになりますか。

○総務課主幹（立野 博君）

どのような扱いをするかというのは、具体的には学校のほうが決めていくのかもしれないですけども、収集時にあらかじめ、そういうときには来賓の方とか行事のときには、来賓の方等にお見せしますよとか、前もってそういう条件を付けた上で収集するという方法もございましょうし、もっとあとの段階で、その式典の直前の段階でする手立てというのものもあるかもしれませんが、何らかの手立てを打ちながら、了解を得ながら進めていくことになると思います。今ここで、具体的にどうするのかというのは、私のほうでは言えないですけども。

○委員（今吉歳晴君）

いろいろ考えますと本当に窮屈な世の中になってくるような感じがしますが、例えば、もう一つ公民館長が、転入者、転出者があったとき届けを受けた場合、転入者があったとき公民館長が名簿を作成して、各役員に自治公民館の名簿を作って配布しようとした場合、この場合の個人名は全て公民館の会員を記載して、会員には配らなくても、役員に配付したとすれば、これはやはり問題になりますか。

○総務課主幹（立野 博君）

どのような目的を伝えて情報を集めるのかということになると思います。自治会の運営のために集めるというだけでなく、自治会役員を含めてそういう行事のときには使わせていただきますよとかという、集める前に目的を伝える段階で、「どこのメンバーまでしますよとか」、というところまで、あらかじめやっていかざるを得ないのかなと思います。そうすることで、役員はどこまで配るかというのをあらかじめ了解を得るといふ形になるのかなと思います。

○委員（今吉歳晴君）

館長からしますと、公民館内のスムーズな経営運用をするためには、どうしても公民館員の名前と顔はぜひとも知らなければならぬわけですが、その中では公民館中に各自自治会がありますからそれぞれの自治会長には、その情報は当然、やっておかないと、公民館の運営それから自治会の運営もスムーズにいかない場合も出てくると思うんですが、その辺については、統一的な見解を持ってやっていかなければ、公民館長が公民館員の名前を公表したということだけで、公民館長が責められることになるといけませんので、その辺については、運用については庁舎内の中で、しっかりと話し合いをして、公民館長や出先の総合支所にも管理面については、申し入れをしていただきたいと思います。

○総務部長（塩川 剛君）

公民館長さん方が、扱うそういった個人情報の件につきまして、今年度の地区自治公民館長会があったわけですけど、その中でもその辺の個人情報の取扱いをどうしたらいいのかと、市のほうで一定のルールといいますか、ガイドラインみたいなものを作ってほしいというような要望もございましたので、現在、基本となる部分だけの話になるかと思いますが、市民環境部のほう

で、今その作業を進めているところでございます。ただ、細かいところにつきましては、その安全管理といったような個々の考え方については、それぞれ自治会なり公民館で判断していただければならない部分も出てこようかと思っておりますけれども、そういった基本となる部分、統一してできる部分についてのルール決めみたいなものを今、作ろうということで作業を進めているところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時54分」

「再開 午前10時55分」

△ 議案第51号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第51号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

議案第51号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、本年4月に施行されました児童福祉法等の一部を改正する法律における児童福祉法の改正により養子縁組里親が法定化され及び里親に関する定義規定が再編されたことに伴い、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則等が施行されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第51号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、具体的に御説明申し上げます。議案書は5ページから6ページ、一部改正条例新旧対照表は7ページから9ページを御覧ください。議案第51号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての改正条例でございますが、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2において、児童福祉法改正による条項の改正及び養子縁組によって養親となることを希望している者について、同法によって法定化された養子縁組里親に改正を行っています。また、霧島市職員の育児休業等に関する条例第2条の2においても、同様の改正を行っています。次に、第3条におきましては、育児休業が終了したあと、保育所等への保育の利用を希望し、申込みを行っているが当面その実施が行われない場合に再度の育児休業の承認ができる改正を行っております。また、第4条の育児休業の期間の再度の延長においても、同様の改正を行っています。また、第11条の育児短時間勤務における特別な事情においても、同様の改正を行っています。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

第3条関係の件について、お尋ねをしたいと思います。保育所に申込みをしているけれども、なかなか入所できない場合の対応ということになるかと思えますけれども、現行と改正後では、内容がどのように変わったのか。それから、どういうケースの場合で実際、この恩恵を受けるといいますか、今回の改正によって再度の育児休業の承認が得られるケースがどの程度あるのかですね、その辺をお示してください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今回の改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が本年3月31日公布されまして、育児休業、介護休業等育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたものでございます。改正のポイントといたしましては、育児休業期間の延長、まずは、第3条にあります、保育園等に入れられない場合等の記述が新規で入っております。また、1歳6か月が2歳まで延長という、この二つがポイントになっております。まず、今回の第3条のところの新規のところでございますが、その後段のほうに、その他の育児休業の終了時において予測することができなかった事実が、生じたことにより当該育児休業に係る子について、育児休業しなければ、その養育に著しい支障が生じることとなったということが、大まかに記載されておまして、従前から今回の新たに明記された点につきましては、ここでカバーができていたところでございますが、それを改めまして先ほど申し上げました雇用保険法の一部を改正する法律の中で明確に列記されたというふうになっております。また、今まで職員の中で、このようなケースはなかったかという点におきましては、今まではそういった保育所の絡みで延長を希望された職員はいらっしゃいませんでした。もう少し保育をしたいとかという場合の期間延長はございましたけれども、保育所等が見つからなかったという点で職員が、延期等のことをしたことは、今まではないということでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時02分」

「再開 午前11時03分」

△ 議案第52号 霧島市税条例の一部改正について

△ 議案第53号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第52号、霧島市税条例の一部改正について及び議案第53号、霧島市都市計画税条例の一部改正について関連がありますので、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

議案第52号、霧島市税条例の一部改正について及び議案第53号、霧島市都市計画税条例の一部改正については、関連があるため、一括して御説明いたします。まず、議案第52号につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税におけるグリーン化特例措置の見直し並びに居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税額算定方法等が導入されたため、霧島市税条例の一部を改正する必要がありますので、今回、議案として提案させていただいた次第であります。次に、議案第53号につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等により、企業主導型保育事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの等に対して課する都市計画税に関して、新たな地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例が創設されたこと等に伴い、霧島市都市計画税条

例の一部を改正する必要がありますので、今回、議案として提案させていただいた次第であります。詳細につきましては、引き続き、税務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（西田正志君）

それでは、私の方から詳細につきまして御説明いたします。議案第52号、霧島市税条例の一部改正について、新旧対照表は10ページからになります。項目が多いですので、主なものを抜粋して新旧対照表で説明させていただきます。まず、新旧対照表の10ページの第33条ですが、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを規定したものです。次に、14ページ第61条第8項ですが、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準額の特例について規定したものです。次に、第61条の2ですが、わがまち特例の割合を定める規定であり、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例の割合をそれぞれ二分の一と規定したものです。次に、第63条の2ですが、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定したものです。次に、14ページから15ページ第63条の3ですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備をしたものです。次に、15ページから16ページ第74条の2ですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用することを規定したものです。次に、16ページ附則第5条ですが、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、同一生計配偶者に規定を整備したものです。次に、17ページ附則第10条の2第17項ですが、わがまち特例の割合を定める規定であり、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例の割合を二分の一と規定したものです。次に、附則第10条の2第18項ですが、わがまち特例の割合を定める規定であり、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例の割合を三分の二と規定したものです。次に、17ページから20ページ附則第10条の3ですが、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定したものです。次に、20ページから21ページ附則第16条ですが、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年延長することを規定したものです。次に、21ページ附則第16条の2ですが、法規定の新設に併せて軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものです。次に、22ページ附則第17条の2ですが、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長することを規定したものです。次に、議案第53号、霧島市都市計画法税条例の一部改正について、新旧対照表は27ページになります。附則第4項ですが、わがまち特例の割合を定める規定であり、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例の割合を二分の一と規定したものです。次に附則第5項ですが、わがまち特例の割合を定める規定であり、緑地保全・緑化推進法人が設置、管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例の割合を三分の二と規定したものです。以上で、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして、説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を一括して行います。発言される場合は、先に議案番号を言ってから発言をお願いします。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回のこの条例は、固定資産税、都市計画法税に関する部分の改正を受けてのものだと思うのですが、最初にお尋ねをしたいのは、議案第52号の関係の第61条の2の部分についてであります。これは、家庭保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内の保育事業の用に供する固定資産税を二分の一というふうに規定をされたということにしてあるわけですけど、従前の扱いと、そしてこれが

適用されることによって、今回どれぐらいの方々が、影響を受けるということになるのか、その辺が分かっているればお示してください。

○税務課長（西田正志君）

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この三つにつきましては、霧島市内には現在ないというふうに伺っております。

○委員（宮内 博君）

あと、第10条の2の18項の関係ですね。その部分については、どういうふうになりますか。

○税務課長（西田正志君）

都市緑地法に定める緑地の設置管理について、一定の能力を有する。これは民間企業団体なんですけれども、市が指定をするものは本市には該当がございません。

○委員（宮内 博君）

その前段のところの第10条の2の17項の関係については、どうですか。

○税務課長（西田正志君）

企業主導型保育事業になりますけれども、事業決定の通知というのは届いていないんですけれども、今2団体から企業主導型保育事業の助成の決定を受けているというふうには聞いております。

○委員（宮内 博君）

二つの事業者からそういう助成の事業を受けているということですが、その方たちの負担が今回、軽減をされるということなんですかね。

○税務課長（西田正志君）

そのとおりでございます。

○委員（今吉歳晴君）

地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律の施行によりということですが、今説明中では、この航空機燃料譲与税については、一言も触れなかったわけですが、これはいかなるものでしょうか。

○税務課長（西田正志君）

航空機燃料譲与税法の一部改正は、また、別になりまして、市の条例には全然影響がないところの改正になっております。

○総務部長（塩川 剛君）

補足して説明しますと、平成23年度に税制改正が行われまして、このときに国内航空会社の国際競争力を強化しようという観点から航空機燃料譲与税の引き下げが行われました。その際、やはり国と地方で取り分をしますので、地方への影響があってはいけないということで、地方の取り分を十三分の二から九分の二、15%程度から22%程度へ3年間暫定ということで、やっております。これを三年、三年で切り替えておりまして、今回またその切り替えの年がきたということで、その部分を継続しようという改正でございますので、中身としては変わりはないということです。

○委員（今吉歳晴君）

今までと変わらないということは、航空機燃料譲与税については、交付額は従前と変わりなく現在の状況で交付されているのですね。

○総務部長（塩川 剛君）

航空機燃料譲与税の国と地方の割合は、従来どおり変わらない。また、3年間延長されるということでございます。

○委員（新橋 実君）

確認なんですけれども、22ページですね。優良住宅地の造成等ということになっているわけですが、優良住宅地というのは、どういうふうな基準になっていますか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 18 分」

「再 開 午前 11 時 19 分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き、再開します。

○税務課課長補佐（貴島信幸君）

第17条の2の件なんですけど、こちらは土地の譲渡所得に係る市民税の課税の特例ということになりますので、通常、長期譲渡の場合は国15%、市民税5%、なんですけれども、この優良住宅地になった場合は、2,000万円以下の場合、市民税が4%という課税になります。

○委員（新橋 実君）

優良住宅地というのは、どういった基準で優良住宅地として認められているのか、その辺の基準はありますか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 19 分」

「再 開 午前 11 時 20 分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（西田正志君）

優良住宅地の認定制度なんですけれども、個人が土地を500㎡以上で休遊期間が5年を超える土地を譲渡したあとに宅地造成が行われる。その際の宅地造成前に知事が優良な宅地と認定し、認定内容に適合する宅地造成が行われた場合には、優良住宅地というふうになっているようでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、それは知事が認定するわけなんですけども、市のほうでも確認をするわけですよね。それでないと、知事がするというのであれば、優良住宅地の判断をどこかがしないといけないわけですから、造成をして、それなりの基準があると思うんですけども、その基準をどこがするかというのは分かりますか。

○税務課長補佐（貴島信幸君）

県から知事の証明書がでますので、課税に関しては、すべて確定申告ということになってきますので、それで上がってきて優良住宅地での課税ということになるということになります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 23 分」

「再 開 午前 11 時 24 分」

△ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情1件と議案4件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があればご発言ください。それでは、まず、陳情第3号について、意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

陳情審査の前に執行部から意見をお聞きしたわけです。総括的に言えることは、現段階ではまだ、方向性が明確ではないということではないかなと思いますけれども、ただ、市長としては本会議で

の答弁があったように今後、関係省庁、県も含めて調整の上で準備を進めていきたいと、そういう発言をされていらっしゃるわけですね。それで施行部のほうでも体制の整備を年次的に進めていくということでおっしゃっているわけですが、時代の要請としてやはり光ケーブルというのは、様々な要請がある中にあることは、事実だろうというふうに思いますけれども、ただ、自治体所有方式にするのか、あるいは民間業者が行って民営で行うという形でやるのかという、その方向性についても、まだ、議論の最中だろうというふうに思うんですね。同時に、それによって財政的な負担がどうなるのかということについても、何回もお聞きをしましたがけれども、まだ、そのこのところまで立ち入って議論がなされていないという現状ではないかなというふうに思うんですね。陳情者の意見もお聴きをしましたがけれども、陳情書の中の最後のところに明記されている、超高速ブロードバンドの整備を通信事業者と連携をとって計画を策定してほしいと。その上で進めてほしいという内容ではないのかなというふうに思うんですね。それで実際には、外国からの観光客も確実に増えているということが陳情者からも報告をされたというような背景もありますので、そのこのところを十分議論をした上で、今後もさらに執行部としても、様々な情報を得てそして、準備に進んでいくのかなというふうに思うので、その辺の意見が反映できる形で委員会での取りまとめができればと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第49号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第49号は、議論はいたしましたけれども、やはり思想と信教の部分をわざわざ、なぜ、はずさなければいけないのかという点については、執行部としては、法律が制定されてガイドラインが示されているということではありますけれども、7月に法が施行された共謀罪との関係等を私は考えると非常に危惧を表明せざるを得ないというふうに思うんですね。また、憲法上も思想、良心の自由は、これを侵してはならないと明確に規定をされている思想の部分が、なぜ、わざわざ、信条に置き替えるのかという点では、極めて内容に大きな問題を持っている部分であるので、そのこのところの議論がこの委員会でも、もう少しできればいいのではないかなというふうに思いますけどね。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第51号について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第52号について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第53号について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情1件と議案4件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時30分」

△ 議案第49号 霧島市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行い

ます。まず、議案第49号、霧島市個人情報保護条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、今回提案がされております、霧島市個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。今回の条例におきまして、第6条第3項が改定をされております。これまでの第6条第3項には、実施機関は思想、信条、信教を含むこの個人情報について、これを収集してはならないと明記をされていたわけでありましてけれども、改正後には実施機関は要配慮個人情報を収集してはならないに改められているわけです。この要配慮個人情報については、第2条第3号にその規定があるわけでありましてけれども、思想、信教の部分が除外をされて一括りに要配慮個人情報ということになっている点は極めて大きな問題だというふうに指摘をしなければなりません。憲法第19条が明記をする、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとの原則が否定されることにつながる条例改正と言わなければなりません。当然、憲法は上位法でありますので、それを超える法律は無効ということになるわけでありまして、私は大きく危惧をいたしますのは、7月に法律が施行されました共謀罪の部分に関わる点についてであります。これは内心の自由を侵すものではないかとの議論が、国会でもかなり議論をされたところでありまして、多くの憲法学者が憲法違反だという指摘がされる中で採決が強行されたという経過があります。そういったこの状況を得て、今回の改正を受けている事実があるわけでありまして、この機に思想、信教の部分を収集してはならないという項目から除外をするということについて、強い危惧と懸念を持つということでありまして、本条例の改正については、同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第49号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第51号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第51号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第52号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第52号、霧島市税条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第53号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第53号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書

○委員長（前島広紀君）

次に、陳情第3号、霧島市牧園・霧島地区への超高速ブロードバンド（光ファイバー）整備促進を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。ご意見はありませんか。

[「採決」と言う声あり]

採決でよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

したがって、陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。陳情第3号については、採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時40分」

「再開 午前11時41分」

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

ただいま議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（宮内 博君）

陳情書の関係でありますけれども、先ほどの自由討議の中でも、若干、申し上げましたけれど、執行部としても十分な調査がされていない中であります。それで時代の要請であるということで、私も賛成を致しましたけれども、多額のこの経費が掛かるものでもあろうかというふうに思いますけど、そこのところを全体としては、民設民営で行っていくという流れが主流になっているという報告でありました。私もそういう方向で、やるべきではないのかなというふうに思いますけれども、まだ、いずれにしてもこの調査が不十分だという感が否めないのではないかなというふうに思います。これからそのあたりの情報を収集しながら、鹿屋市の取組も参考にして、取組を進めていくということになるかというふうに思いますけど、そういう面では可能な補助金あるいは、その地方債等ですね。有り得るものは十分活用していくという、そういう方向性を十分探っていただければというふうに思いますので、ぜひ、委員長の報告の中にもその辺を盛り込んでいただけたと思います。

○委員（今吉歳晴君）

ブロードバンドの整備促進を求める陳情書が採択されたわけですが、そのほかこの問題は、市民生活の中でも市民の声にも期待が寄せられている案件でありますし、また、市内の工業団地に進出している企業等におきましても、この光通信の整備を求める声が非常に高いようでありますので、このことは、この陳情地域だけに限らず、市内全域、未整備地区については、早急な取組をしていただくようお願いいたします。それからもう一点ですが、個人情報保護条例の一部改正について、運用については市民の戸惑いもあるようでありますので、その辺につきましては執行部でもしっかりとした、運用に対する議論を深めていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

私も個人情報保護の関係で、先ほど総務部長のほうからも話がありましたけど、自治会運営も苦慮している状況もあります。市民環境部のほうで今調整をされているということもありますけども、自治公民館単位で、取扱いが変わることがないように市のほうでしっかり対応していただいて、運営できるように、早急な整備を図っていただき公民館のほうへ伝達をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○副委員長（平原志保君）

陳情の光回線に関しては、時間を掛けてやっていいものではなく、10年掛けるようなものではないので、本当に早急にスピード感を持ってというような言葉を入れていただければありがたいです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは報告については、ただ今の意見を盛り込むとして委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「一任」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の全ての審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前11時42分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について、「総務環境常任委員会の所管事項について」とし、議長に提出することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

それでは、そのようにいたします。次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀